

平成30年度名古屋市教育委員会第15号議案

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

就学援助の小学校の入学準備金について、小学校入学前に支給できるよう規定を整備します。

2 施行期日

平成30年10月 1 日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 9 月 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則

名古屋市就学援助規則（平成15年名古屋市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「又は中学校に在学する生徒」を「若しくは中学校に在学する生徒又は小学校への就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第 340 号）第 5 条第 1 項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。））」に改める。

第 4 条第 1 項中「児童又は生徒の」を削り、同条第 2 項中「学校」の次に「（小学校への就学予定者にあつては学齢簿の記載に基づき指定される予定の就学すべき小学校）」を、「校長は」の次に「、児童又は生徒について」を加える。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 2 小学校への就学予定者に係る就学援助を受けることができる期間は、前項の規定にかかわらず、2 月から 3 月（名古屋市立小学校の入学者にあつては翌年度の 8 月）までとする。

附 則

この規則は、平成30年10月 1 日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市就学援助規則（抜すい）

改 正 案	現 行
（就学援助の対象者） 第2条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、名古屋市立の小学校に在学する児童<u>若しくは</u>中学校に在学する生徒又は小学校への就学予定者（<u>学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。</u>）の保護者で名古屋市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものに対し、就学援助を行うものとする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1)～(3) （略） （就学援助の申請の手続） 第4条 就学援助を受けようとする保護者は、申請理由、家庭状況その他必要な事項を記載した申請書に必要な書類を添えて、委員会に提出しなければならない。 2 前項の規定による申請書の提出は、児童又は生徒の在学する学校（<u>小学校への就学予定者にあつては学齢簿の記</u>	（就学援助の対象者） 第2条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、名古屋市立の小学校に在学する児童<u>又は</u>中学校に在学する生徒の保護者で名古屋市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものに対し、就学援助を行うものとする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1)～(3) （略） （就学援助の申請の手続） 第4条 就学援助を受けようとする保護者は、申請理由、<u>児童又は生徒の</u>家庭状況その他必要な事項を記載した申請書に必要な書類を添えて、委員会に提出しなければならない。 2 前項の規定による申請書の提出は、児童又は生徒の在学する学校の校長（以下「校長」という。）を経由して

載に基づき指定される予定の就学すべき小学校）の校長（以下「校長」という。）を経由して行う。この場合において、校長は、児童又は生徒について、教育的立場から意見を付するものとする。

（就学援助の期間）

第6条 就学援助を受けることができる期間は、委員会が認定の申請を受理した日の属する月の翌月（4月又は9月に受理した場合にあっては同月）から翌年度（4月から7月までに受理した場合にあっては当該年度）の8月までとする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 小学校への就学予定者に係る就学援助を受けることができる期間は、前項の規定にかかわらず、2月から3月（名古屋市長立小学校の入学者にあっては翌年度の8月）までとする。

行う。この場合において、校長は、教育的立場から意見を付するものとする。

（就学援助の期間）

第6条 就学援助を受けることができる期間は、委員会が認定の申請を受理した日の属する月の翌月（4月又は9月に受理した場合にあっては同月）から翌年度（4月から7月までに受理した場合にあっては当該年度）の8月までとする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。